

日本赤十字看護大学保護者会規約

(名称)

第1条 この会は、日本赤十字看護大学保護者会（以下「本会」という。）と称し、事務局を、日本赤十字看護大学看護学部及びさいたま看護学部（以下「大学」という。）の所在地のうち、看護学部所在地の東京都渋谷区広尾4丁目1番3号に置く。

(目的)

第2条 本会は、大学と学生の保護者との連携を密にし、学生生活や学生の課外活動等を支援することにより大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の学習・就職活動・課外活動育成の支援
- (2) 学生の学園生活向上のための援助
- (3) 教育・研究活動の支援
- (4) 奨学金支援
- (5) 保護者の親睦・交流
- (6) 保護者会総会（以下「総会」という。）の開催
- (7) 会報の発行
- (8) その他本会の目的を達成するための活動

(会員)

第4条 本会は、大学に在籍する学部全学生の保護者を会員として組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 前条の役員は総会で選出する。

2 会長、副会長、監事は理事の互選による。

3 会長、副会長、監事を除く理事の内、若干名は教員及び事務職員の中から学長の推薦を受けて会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括・執行するとともに、会議を招集しその議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。

3 理事は、役員会の議を経て会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、必要に応じて役員会の承認を得て役員を補充する。

3 前項により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第9条 役員会は、第5条に規定する役員をもって組織し、本会の運営その他必要事項を審議する。

(役員会の定足数等)

第10条 役員会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、出席役員の2分の1以上の賛成によって決定する。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第11条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催するものとする。ただし、役員会をもってこれに代えることができる。

(総会の議決事項)

第12条 総会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画・予算
- (2) 事業報告・決算
- (3) 規約の改廃
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2 総会は全会員の1割以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、出席会員の2分の1以上の賛成によって議決する。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(会費)

第14条 本会の目的の達成及び運営に要する経費は、会員の会費、その他の収入金をもって充てる。

- 2 会員の会費は、次に掲げるとおりとする。
年会費 20,000円
- 3 学生の退学等に関する取扱いについては、別に定める。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、移行期間となる平成24年度は、7月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第16条 この規約に定めるものの他、本会に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附則

1. この規約は、平成21年6月13日から施行し、平成21年7月1日から適用する。
2. この規約の改正は、平成23年6月11日から施行する。
3. この規約の改正は、平成23年10月22日から施行する。
4. この規約の改正は、令和元年11月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。